# ひょうご農林水産 SDGs推進宣言事業



## < 第3回募集 > 令和7年7月25日(金)~8月15日(金)17時

SDGsの達成に向け「SDGs宣言」を行った農林漁業者等を 県が登録して集約・公表し、宣言者のさらなる取組を支援します

#### 登録されると・・・

県ホームページに掲載

登録証を交付

専用ロゴマークが使用可能

## 申請方法

二次元コードまたは URLから電子申請フォームへ

兵庫県電子申請共同運営システム(e-ひょうご) https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1752460965907

## お問い合わせ先

兵庫県農林水産部総合農政課 農林水産政策班

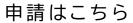


078-362-9193(直通)



sougounousei@pref.hyogo.lg.jp

※電子メールでの申請書の提出は受け付けていません 上記の電子申請フォームから申請してください







兵庫県マスコット はばタン

## ひょうご農林水産SDGs推進宣言事業

### "農林水産"と"SDGs"との関連

ひょうご農林水産 ビジョン2030のめざす姿 御食国ひょうご 令和の挑戦 ~都市近郊の立地を活かした 農林水産業の基幹産業化と 五国の持続的発展~



SDGs (Sustainable **Development Goals**) 持続可能な開発目標

「持続可能な地域づくり」を めざす観点で合致することから 農林漁業者等によるSDGs達成に 向けた取組を推進しています

## 基本要件

兵庫県内に事業所等を有する、以下ア〜エのいずれかの者

- ア 認定農業者
- イ 兵庫県意欲と能力のある林業経営体
- ウ 農林水産業を営む法人
- 工 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合 等
- オ 3戸以上の農林漁業者の組織する団体



## 資 格

- ア 県税等に未納がないこと
- イ 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に 規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- ウ 法令違反もしくは公序良俗に反する行為がないこと

## SDGs宣言内容等

- ア 目指すゴールを1つ設定すること
- イ 目指すゴールと自らの活動との関係を明らかにすること
- ウ ゴールの達成に向けた具体的な取組を設定すること
- エ 上記ア~ウの取組をHP・事業所等での掲示により公表していること

令和7年7月25日(金)~8月I5日(金)I7時必着 募集期間

申請方法

いずれかの方法で 申請してください

- ・右の二次元コードから電子申請(推奨)
- <兵庫県電子申請共同運営システム(e-ひょうご)>
- ・申請書を郵送(期間内必着) ※電子メール不可 <様式等は県HPに掲載しています(事業名を検索  $\mathbf{Q}$ ) $\geq$  $\mathbf{Q}$  $\mathbf{Q}$





兵庫県農林水産部 総合農政課 農林水産政策班 Tel 078-362-9193 Fax 078-362-4458 E-mail sougounousei@pref.hyogo.lg.jp